

令和8年度 保育園入園申し込みについて

入園申込書は、保護者が記入のうえ、令和7年11月28日（金）までに閑川ないろ保育園へ提出（提出先は保育園のみになりました。ご注意ください。）してください。

なお、同一世帯から2人以上の児童が入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに申請書を書いて提出してください。

☆保育園へ入園できる基準は、両親が下記に掲げられるような場合で、かつ、同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。

入園申込書の「保育の実施を必要とする理由」の欄に、下記1から10までの内容で該当する番号を記入し、その具体的な状況について、枠内に記入してください。

保育園へ入園できる基準（保育の実施を必要とする理由）

両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情に該当することが条件です。

1	就労 ※1日3時間以上、週4日以上（交代制勤務の場合は月16日以上が目安）仕事をしていることを基準としています。 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労 ※居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
2	妊娠中又は出産後間がない
3	疾病、若しくは負傷、又は障がいがあり、保育できない
4	同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護している
5	震災、風水害、火災その他の災害復旧のために保育できない
6	求職活動を継続的に行っているため保育できない
7	就学のため保育できない
8	虐待やDVのおそれがある
9	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
10	その他、上記に類する場合

【申請に必要なもの】

■入園申請書兼施設型給付費支給認定（現況届）申請書

- ・記入例を参考に、記入漏れのないようお願いします。
- ・「児童及び父母、祖父母の状況」は入園決定、入園後の保育にあたり配慮すべき事項の参考とさせていただきます。
- ・次のいずれかに該当する場合は、入園をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ☆ 保育園へ入園できる基準に該当しない場合
 - ☆ 入園申請者が定員を越える場合
 - ☆ 保育園へ入園できる基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合

■保育を必要とする理由を証明するもの

事由		提出書類
1	就労	就労証明書 (父母の分のみ)※
2	妊娠中又は出産後間がない	母子手帳の写し (出産予定日が分かるページの写し)
3	疾病、若しくは負傷、又は障がいがあり、保育できない	疾病の診断書、障害者手帳の写し、通院先の領収書の写し等
4	同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護している	介護保険被保険者証の写し
5	震災、風水害、火災その他の災害復旧のため	罹災証明書等の写し
6	求職活動を継続的に行っているため保育できない	ハローワークカードの写し
7	就学のため保育できない	学生証の写し等
8	虐待やDVのおそれがある	
9	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	育児休業の取得期間が分かる書類の写しまたは、就労証明書
10	その他、上記に類する場合	

※就労証明書は父母の分のみの提出とします。同居の祖父母の分の就労証明書は必要ありません。
(ただし、申請書には勤務先名称を記入してください。)

【入園決定について】

●申込書の審査終了後、令和8年2月に入園承諾書、教育・保育支給認定証（新入園児、支給認定区分変更園児のみ）を通知いたします。

●保育料の決定については、村の課税台帳によって階層認定をさせていただきます。
4月から8月分については令和8年4月中旬に通知予定です。